

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子及び父子並びに寡婦福祉法による自立支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、母子及び父子並びに寡婦福祉法による自立支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

自立支援給付金の支給申請では税額や手当受給の有無など個人のプライバシーに関する情報を取り扱うことから、情報漏えいの事態が生じないように、申請書の利用・保管については、厳重に取り扱うように努める。また、支給申請に対する応答についても、本人確認を必ず行う。

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和3年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による自立支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>ア 事務の説明 配偶者のない女子又は男子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るために、配偶者のない女子又は男子で現に児童を扶養しているものに対し、給付金を支給する。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の給付金の支給
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity行政基本 ・Excel版システム ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
支給状況・予定一覧	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の45の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第36条</p> <p>【各手続の根拠】 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条、第31条の10</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の65の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第36条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の26の項、30の項、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	保健福祉部子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部子育て支援課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2062

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[○]委託しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[○]提供・移転しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	I-1-③ システムの名称	・Acrocity宛名管理 ・Excel版システム ・Acrocity住民基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity行政基本 ・Excel版システム ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
平成28年3月31日	II-1いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成27年12月1日 時点	事後	
平成28年3月31日	II-2いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成27年12月1日 時点	事後	
平成29年3月31日	I-1-② 事務の概要	・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令27条に規定する自立支援教育訓練給付金支給申請の受理 (略) ・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令31条2項で準用する同施行令27条、28条及び29条2項から4項までの規定に基づく事務	・母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の給付金の支給	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の45の項 【各手続の根拠】 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条、第31条の10 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第27条、第28条、第29条、第31条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令施行規則第6条の6、第6条の7、第6条の8、第6条の9、第6条の10、第6条の11、第6条の14、第6条の16、第6条の17、第6条の17の7	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の45の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第36条 【各手続の根拠】 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条、第31条の10	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の65の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の65の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第36条 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし	事後	(H28.9.12改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	16人
平成29年3月31日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	2人
平成30年3月31日	I-5-② 所属長	保健福祉部子育て支援課長 田上 哲夫	保健福祉部子育て支援課長 岡元 みち子	事後	
平成30年3月31日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	22人
平成30年3月31日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	2人
平成31年3月31日	I-5-② 所属長	保健福祉部子育て支援課長 岡元 みち子	保健福祉部子育て支援課長	事後	記載ルールの変更
平成31年3月31日	II-1 対象者数	平成30年1月1日 時点	平成31年3月1日時点	事後	21人
平成31年3月31日	II-2 取扱者数	平成30年1月1日 時点	平成31年3月1日時点	事後	国分 職員2人
令和2年3月31日	II-1 対象者数	平成31年3月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	17人
令和2年3月31日	IV リスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	事後	錯誤
令和2年3月31日	IV リスク対策	8. 監査 「内部監査」	8. 監査 「自己点検」「内部監査」	事後	追加
令和2年3月31日	全体				評価の再実施
令和3年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の65の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第36条 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 别表第2の65の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第36条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 别表第2の26の項、30の項、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条	事後	錯誤
令和3年3月31日	II-1 対象者数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	自立支援2人 高等職業11人
令和3年3月31日	II-2 取扱者数	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	国分 職員8人
令和3年3月31日	IV リスク対策	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 「接続しない(提供)」	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 「十分である」	事後	錯誤